

確認された不適切な事象

抵触する法令等	不適切事象	評価区分	発電所他	発生時期
電気事業法	溶接事業者検査手続き漏れ	B	美浜 1号機	H19.2
安全協定	復水器海水温度に関する計器の不適切な調整	D	大飯 3,4号機	H10.1 ~H18.12
	キャビティ水の移送実績の改ざん	D	大飯 3号機	H7.9
	充てんポンプ出口弁からの水漏れ事象に関する不適切な対応	D	大飯 2号機	H12.1
社内規則	総合保安管理調査に提示する社内資料の改ざん	E	福井原子力 事務所(当時)	H7
	総合負荷性能検査での記録対象計器に関する不適切な調整	E	美浜、高浜、 大飯発電所	H15.10以前
	保安規定変更認可申請書における誤記の不適切な取り扱い	E	原子力 事業本部	H17.7
	制御用空気圧縮機の切替え操作実績の改ざん	E	大飯 3,4号機	H19.2

評価区分	評価区分の考え方
A	法令かつ保安規定に抵触するものであり、かつ設備の健全性が損なわれているもの（法定検査の成立性に問題があるものを含む）
B	法令・保安規定・地元との協定のいずれかに抵触するものであり、かつ設備の補修を伴うもの
C	法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもの 法令、保安規定、地元との協定への影響は軽微*だが、広範囲にわたり行われていたもの、または継続的に行われていたもの
D	法令、保安規定、地元との協定への影響が軽微*なもの
E	法令、保安規定、地元との協定のいずれにも抵触しないものの社内規則に抵触するもの

* 軽微とは、例えば、法令などに基づく制限値内ではあるものの不適切な行為が実施されていたような場合、協定には抵触しないものの運用改善が望ましいような場合